令和６年度監査基本計画

令和６年３月５日　監査委員決定

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び日野市監査委員に関する条例（昭和３９年条例第２８号）に基づく監査、検査及び審査を効率的に実施するため、日野市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づき、令和６年度の監査基本計画を下記のとおり定める。

記

１　基本方針

本年度の監査等にあたっては、監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が、法律・条例等に基づき適正に処理されているかを主眼に検証することはもとより、組織目的の達成を阻害する要因であるリスクにも留意し、各事業について、限られた財源を活かし、経済性、効率性、有効性の観点によって予算執行が行われているかどうかを検証する。また、監査等の結果による指摘事項、要望事項に対する改善状況を的確に把握することにより、監査等の実効性を確保する。

２　監査等の種類

(1)　定期監査（地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項）

財務に関する事務の執行及びその他の事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われているか、また経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

①　監査対象：環境共生部（クリーンセンターを含む）、総務部

②　監査の時期：９月～１２月（環境共生部（クリーンセンターを含む））
１２月～３月（総務部）に実施する。

(2)　財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に執行されているか、また担当部署の当該団体等に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

①　監査対象：日野市国際交流協会
（企画部　平和と人権課）

②　監査の時期：１０月～２月に実施する。

(3)　内部統制評価報告書審査（地方自治法第１５０条第５項）

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

①　審査対象：全課（主な対象は、企画経営課とする。）

②　審査の時期：６月～８月に実施する。

(4)　決算等審査（地方自治法第２３３条第２項、第２４１条第５項及び地方公営企業法第３０条第２項）

一般会計・特別会計及び公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）の決算等について、計数の確認を行うとともに予算執行、財政運営、基金など財産の運用及び管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

①　審査対象：全課

②　審査の時期：６月～８月に実施する。

(5)　財政の健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が、正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

①　審査対象：財政課、市立病院、下水道課

②　審査の時期：７月～８月に実施する。

(6) 例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

会計管理者及び企業出納員等が保管する現金・預金等の出納について、毎月の計数を確認するとともに、検査当日の現金の保管状況を検査する。

①　検査対象：全課（現金の保管状況の検査については、会計課を主な対象とする。）

②　検査の時期：毎月第４水曜日。祝日の場合はその翌日とする。
ただし、監査委員の都合がつかないときなどは別途定める。

３　その他の監査

住民監査請求（地方自治法第２４２条）に基づく監査、その他の監査については、必要に応じ、その都度、監査計画をたて実施する。

４　監査等の実施体制

監査等の実施体制は、監査等の種類ごとに役割分担を行い実施する。

５　監査等の実施予定時期及び対象

別紙のとおり

＜別紙＞

監査等の種類	実施予定時期	対　　象
定期監査	①令和６年９月～１２月 （説明聴取予定：１１月） ②令和６年１２月～令和７年３月 （説明聴取予定：２月）	①環境共生部 （クリーンセンターを含む） ②総務部
財政援助団体等監査	令和６年１１月～令和７年２月 （説明聴取予定：１月）	日野市国際交流協会
内部統制評価報告書審査	令和６年５月～８月	全課（主な対象は、企画経営課とする。）
決算等審査	令和６年６月～８月	全課
財政の健全化判断比率等の審査	令和６年７月～８月	財政課、市立病院、下水道課
例月出納検査	原則毎月第４水曜日	全課（現金の保管状況の検査については、会計課を主な対象とする。）
その他の監査	必要に応じ、その都度、監査計画をたて実施する。	対象の部署又は事務